

登記事務の停止について

当局管内法務局において、下記区域に係る土地区画整理事業について、土地区画整理法第103条第4項の公告がされたので、同法第107条第3項の規定により、下記区域内の不動産の登記については、換地処分の登記が完了するまで登記事務を停止します。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

【土地区画整理事業による換地処分】

庁 名	地番区域	地 番	提 出 日
高崎支局	高崎市菅谷町	20番 ～ 1208番 の一部	令和7年9月25日